

福井県優秀技能者表彰実施要領

令和7年度の福井県優秀技能者表彰の実施に関し、必要な細目を以下のとおり定める。

1 優秀技能者について

本表彰を受けることができる優秀技能者は、表彰の行なわれる日現在（本年度は、表彰式の期日が定まっていないため、令和7年11月1日現在とする。）において、職務の遂行に技能を要する職業（以下「技能的職業」という。）に従事し、かつ次の各号の要件をすべて満たす者とする。

（1）極めて優れた技能を有し県内の事業所に勤務する者（事業を営む者を含む。）または県内に居住する者、即ち、その者の有する技能の程度が卓越しており、県内を通じて当該技能において第一人者と目されていること。

※「当該技能において第一人者」とは、「現役で活躍している技能者の中の第一人者」の意であり、高年齢技能者において、現役を続けているものの第一人者といえる技能を維持していない場合は該当しない。

（2）原則として、30年以上の経験を有し、満年齢50歳以上であり、当該職業に就業していること。ただし、全国規模以上の大会において優秀な成績を収め、現に当該職業に就業している者については、この限りでない。

（3）就業を通じて後進技能者の技能の指導を行い、あるいは技能者の教育訓練に携わり、技能者の育成に寄与したこと、または技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったことのある等により労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与したこと。

（4）勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められること、また、過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

2 技能的職業の範囲等について

本表彰を受けることのできる者の従事する職業は、技能的職業であれば、製造業、建設業をはじめ、すべての産業に属する職業が含まれるものであること。

なお、1にいう「技能的職業に従事」している者とは、機械工、板金工、建築大工等一般に技能者と呼ばれる者はもちろん、最近におけるマイクロ・エレクトロニクスを中心とした技術革新の急速な進展に伴い、メカトロニクス機器を生産工程等に導入し、先端技術を駆使する企業における先端技術関連職種に従事している者も含まれるものであること。

3 推薦手続

（1）被表彰候補者の推薦は、被表彰候補者が関係団体に属している場合は、その団体の長の推薦によって直接提出されるものとし、関係団体に属していない場合は、勤

務する事業所の所在地の市町長の推薦によるものとする。各職種あたりの推薦は、別表に定める職種（2）ごとに1名とする。なお、1つの職種について女性を1名以上推薦する場合には、当該職種は2名までとする。

また、推薦に際しては、過去において禁錮以上の刑に処されたことのないこと、および他の技能者の模範としてふさわしくない事実がないことを確認すること。

（2）提出書類

次のイ～リの書類を各1部ずつ提出するものとする。

- ・提出書類については、調書や添付資料の内容の整合性を確保し、相互に食い違い等がないようにすること。
- ・写真や資料等の画像については、公表資料に使用することがあるので、鮮明なものと提出すること。顔写真、作品・作業風景の写真はカラーであること。
- ・全て電子データで提出すること。

イ 推薦書（別紙 記載例 参照）

ロ 調書（様式第1号の1、第1号の2）（別紙 優秀技能者調書記載要領 参照）

ハ 推荐理由書（様式第2号）

ニ 履歴書（様式第3号）

ホ 住民票抄本（本籍地記載のあるもの ※戸籍抄本ではない）

ヘ 顔写真

写真は、上半身、正面、脱帽で7か月以内に撮影したもの。

電子データはJPG等の形式でお願いします。PDFは不可。

ト 作品および作業風景の写真（様式任意、別紙参考様式参照）

作品の写真については、どのような作品なのかについての詳細な解説を付すこと。作業風景（作業中の被推薦者本人の顔が明瞭に認識できるもの）とは、単に作業場等の写真ではなく、卓越した技能を発揮している作業の様子が汲み取れるものとし、どのような作業であるかについての詳細な解説を付すこと。

電子データはJPG等の形式でお願いします。PDFは不可。

チ 専門的・技術的分野に関する用語等の説明資料（様式任意、別紙記載例参照）

専門的・技術的用語等については、すべてふりがなおよび解説を付すこととし、当該用語の説明資料を別途作成し、添付すること。

リ その他の資料

被表彰候補者の卓越した技能の程度および功績が端的に分かる資料等（新聞・雑誌等の記事、説明書、図面、写真、特許、実用新案、表彰、職業能力検定等に係る資料）を収集し、返却を要しないものを提出すること。

・新聞記事等

本人の事績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等

- ・説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案または改善等に関する説明書、図面、写真等。

改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、専門的・技術的分野に関するものについては、平易な解説およびふりがなを付す等の配慮をすること。

- ・特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明らかにすること。）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料および証書の写しを添付すること。

- ・表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰欄、免許・資格等欄に記入した場合には、当該事績を明らかにする書類の写しを添付すること。

(3) 提出先（電子メールでの提出をお願いします）

福井県産業労働部 労働政策課 就業支援グループ

メールアドレス rousei@pref.fukui.lg.jp

4 他の表彰制度との関係について

(1) 本表彰は、現役の卓越した技能者を表彰するものであって、他の表彰制度等による表彰とは、直接には関係のないものであること。

(2) 当該技能に関し叙勲または褒章を受けたことのある者（受賞予定者を含む）、または伝統的工芸優秀継承者知事表彰（県産業技術課所管）を受けた者については、本表彰の対象とならないものであること。

5 その他

(1) 本表彰に係る被表彰者の数は、概ね10名の予定。

(2) 被表彰候補者の推薦の後、その者の身分上の変動（死亡、転職、住所変更等）その他、提出書類の記載事項に変更を生じた場合、または、その者が禁錮以上の刑に処せられ、もしくは他の技能者の模範とするに欠ける事実が明らかになった場合は、速やかに連絡されたいこと。

(3) 市町にあっては、被表彰候補者がない場合でも、その旨文書にて連絡されたいこと。

(4) 被推薦者のうち被表彰者となった者については、表彰のために原則として、職種、氏名、年齢、住所（市町レベルまで）、在職年月、勤務先、技能功績概要、顔写真および作品・作業風景等の写真を公表し、また、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載することとなるので、推薦団体はあらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得ること。

(優秀技能者調書記載要領)

- 1 用紙は、A4版の所定様式を使用し、簡潔明瞭かつ的確に記入すること。
- 2 職種部門欄には、その者の有する技能に係る職種が属する別表に定める職業部門の番号を記入すること。
- 3 職種名（1）および（2）欄には、その者の有する技能に係る職種が属する別表に定める職種名を参考に記入すること。
- 4 氏名欄には、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。
- 5 生年月日欄には、戸籍に記載されている生年月日を記入し、（ ）内に令和7年11月1日現在の満年齢を記入すること。
- 6 最終学歴欄には、最終の学校名（大学、高専の場合は学部、学科名を併記）および卒業（または中退）年月を記入すること。
- 7 本籍地欄には、都道府県名を記入し、現住所欄には、現住所、郵便番号、電話番号を略さず記入すること。
- 8 就業地の事業所欄には、雇用されている場合にあっては雇用事業所名、自営している場合にあっては屋号等を、また所在地欄には、所在地、電話番号を略さず記入すること。
- 9 職歴欄には、次の要領により記載すること。
 - (1) 職歴欄には、職歴について就業先事業所の名称、職場における職務内容、地位、役職等の異なるごとに記入すること。
なお、本表彰と関連がないものは、記入しないこと。
 - (2) 在職期間欄には、その職の始期と終期を記入すること。
なお、現職については令和7年11月1日をもって終期とすること。
 - (3) 在職年月数欄には、半月単位で計算した在職年月数を記入すること。月の途中で就職等または離職等をした場合の計算は、月の15日以前に就職等をしたものは初日に、月の16日以後に就職したものは16日に就職等したものとみなし、15日以前に離職等をしたものは15日に、月の16日以後に離職等したものは末日に離職等したもの

とみなし、半月単位に計算すること。

(4) 重複を除く年月数欄には、表彰に係る技能職種に従事していた期間の合計を記入すること。

10 表彰欄は、技能に関連して表彰を受けたもののみ記入すること。

また、その表彰状の写しを添付すること。

11 免許・資格等欄には、免許、資格、特許、実用新案等を有する者についてはその種類を、技能検定に合格している者については技能士の名称（○級○○技能士）を記入し、免許等を称する書面の写しを添付すること。

12 卓越した技能者の概要欄には、その者の有する技能の概要、考案、改善等の功績・貢献の概要および後進指導育成の概要について、その卓越性が的確に把握し評価できるよう、あいまいな表現を用いることなく、以下に掲げるところにより具体的に記入すること。

(a) 表現が客觀性に欠ける

- × 「非常に優れている」
→○ 他と比較してどのように優れているか数値等で表現
- × 「短時間で加工できる」
→○ 「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等
- × 「精度が向上した」
→○ 「標準公差 $\pm \mu \text{ mm}$ が $\pm \Delta \mu \text{ mm}$ に向上した」等

(b) 共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確

→ グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分について、個人の技能に特化し、具体的に記載

(c) 製品の紹介のみで、技能の関与が不明確

→ その製品の製作過程のどこで本人の技能が活かされたか明確にする

(d) 地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい

→ 他の技能者と比較して、どの程度優れているのか、できるだけ具体的に記載する

また、同欄に記載する専門的用語については、すべてふりがなおよび平易で分かりやすい解説を付すこととし、当該用語の説明資料を別途作成し、添付すること。

(1) 技能の概要欄には、関連する他の資料に併せて、その者の有する技能について、当該技能者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴あるいは他の技能者との比較

等の観点から、卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。

- (2) 功績・貢献の概要欄には、関連する他の資料に併せて、その者が当該技能をもつて製作または建造等をしたもので、当該技能者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界および社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な実績について具体的に記入することとし、団体の役員としての活動状況のみを記入することのないよう注意すること。
- (3) 後進指導育成の概要欄には、その者が後進の指導育成にあたった方法、対象、範囲等について具体的に記入すること。
- (4) 現役性欄には、被表彰者が現役の技能労働者であるかを確認する必要から、その者の有する技能に関連した職種にかかる1日平均の就業時間または本人の有する技能に関連のある職種に専ら就業しているか否か等を具体的に記入すること。

1 3 過去の推薦回数欄には、過去において被推薦者として推薦した年度を記入するとともに、その推薦回数の合計を記入すること。